

**令和８年度（下半期）用品単価契約  
【ＰＰＣ用紙（Ｂ４、Ａ３、Ａ４）】  
入札申請関係書類**

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 用品単価契約入札要領
- ⑥ 仕様確認申込書
- ⑦ 入札書
- ⑧ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑨ 入札内訳書
- ⑩ 委任状
- ⑪ 入札の注意事項
- ⑫ 契約書（ひな型）
- ⑬ 誓約書（様式８号関係）

＜ 担 当 ＞

兵庫県出納局物品管理課物品班 中山

〒６５０－８５６７

神戸中央区下山手通５丁目１０番１号

電話０７８－３４１－７７１１（内線７５７８４）

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない方は、入札説明書に記載のとおり、「物品関係入札参加資格審査申請書」を上記①の申請書とともに、期限までに提出願います。

なお、提出書類に不備等がある場合は、認定に時間を要することがありますので、なるべく早く提出してください。

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている方は、上記①の申請書に、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを添付の上、期限までに提出願います。

一般競争入札参加申込書  
兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者  
兵庫県知事 齋藤 元彦 様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 令和8年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： 職・氏名：  
※下記枠内は記入しないでください

| 執行者 | 立会人 | 確認書類 |
|-----|-----|------|
|     |     |      |

- 4 連絡先（担当者）

所 属： 電 話： - -  
氏 名： FAX： - -

## 入札公告

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 7 月 21 日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

### 1 調達内容

#### (1) 調達物品及び数量

令和 8 年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4，A 3，A 4）】

#### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

#### (3) 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

#### (4) 納入場所

兵庫県庁各課室及び兵庫県の各地方機関

#### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、品目別予定数量に単価を乗じた額の全品目総価額で行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

なお、電子による場合は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中山

電話（078）341－7711 内線75784 F A X（078）362－3928

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和 8 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 4 日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 入札参加申込の方法

#### ア 書面による入札の場合

入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書を令和 8 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 4 日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は、正午から午後 1 時までを除く。）の間に提出すること。

#### イ 電子入札の場合

令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）に電子入札システムの利用により行うこと。

(4) 入札・開札の日時及び場所

ア 書面による入札

(7) 入札・開札の日時及び場所

令和8年9月2日（水）午後2時 兵庫県庁3号館8階入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(7)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年9月1日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

イ 電子による入札

(7) 入札書の提出期間

令和8年8月26日（水）午後5時から同年9月2日（水）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の9時までの間を除く。）

(4) 開札日時及び場所は上記ア(7)に同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年7月22日（水）から同年8月19日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和8年7月22日（水）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)に同じ

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年8月26日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月31日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結

日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、又は「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出し、財務規則（昭和39年規則第31号）第100条第1項第3号に該当すると判断された場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年9月18日（金）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
PPC Recycled Paper (B4,A3,A4)
- (3) Delivery period:  
From October 1, 2026 through March 31, 2027
- (4) Delivery place:  
Hyogo Prefectural Government and Region Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 August 4, 2026
- (6) Deadline for tender:  
14:00 September 2, 2026 by direct delivery, electronic bidding system  
17:00 September 1, 2026 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 75784

# 入札説明書

令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4， A 3， A 4）】の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### （1）件名及び数量

令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4， A 3， A 4）】

P P C用紙（B 4） 7,400箱（2,500枚／箱）

P P C用紙（A 3） 4,200箱（1,500枚／箱）

P P C用紙（A 4） 29,700箱（2,500枚／箱）

### （2）調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

### （3）調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

### （4）契約期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

### （5）納入場所

兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

### （1）物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和8年8月4日（火）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて4（1）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。

### （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

### （3）一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

### （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札参加の申込み

### （1）提出場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1）

電話番号（078）341—7711（内線75784）

### （2）参加申込みの期間

令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

また、兵庫県電子入札共同運営システム（以下、電子入札システムという。）は、上記期間の毎日午前9時から午後8時まで（県の休日を除く。）利用できる。ただし、令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。

（3）提出書類及び提出方法

ア 書面で入札をする場合は、入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書に「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し及び返信用封筒（定型長3）を添付し、前記（1）に直接持参又は郵送をすること。

なお、返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

イ 電子入札システムによる入札をする場合（以下「電子入札」という。）については、同システムにより申請を行うこと。

（4）入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記（2）の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年8月11日（火）までに申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）又は電子入札システムにより通知する。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

（ア）提出期間

令和8年8月17日（月）から同月21日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（イ）提出場所

（1）に同じ。

（ウ）回答

説明を求めた者に対し、令和8年8月26日（水）までに書面により回答する。

（5）その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

（1）入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月22日（水）から同年8月19日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和8年7月22日（水）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）

電話番号 078-341-7711（内線75784）

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

① 仕様確認申込書

② 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

電子入札システム、電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年8月26日(水)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品にかかる価格で入札すること。

(4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年8月26日(水)から同年9月1日(火)までの毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所 前記3(1)に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年7月21日(火)から同年8月4日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県庁3号館8階入札室

(2) 日時 令和8年9月2日(水)午後2時

(3) 前記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。(電子入札システム利用による入札(以下「電子入札」という。)の場合を除く。)

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年9月1日(火)午後5時までに前記4(1)イの場所に必着すること。

電子入札の場合は、令和8年8月26日(水)午後5時から同年9月2日(水)午後2時までに入札を行うこと。(県の休日及び午後8時から翌日の午後9時までの間を除く。)

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

- (7) 電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。

入札書の記載方法等は上記（1）から（6）を準用する。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### （1）入札保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 8 年 8 月 31 日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和 8 年 8 月 31 日（月）以前の任意の日を開始日とし、同年 9 月 18 日（金）以降を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

### （2）契約保証金

各品目別予定数量に各契約単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合等は、契約保証金を免除する。

## 11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

## 12 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低

価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

#### 14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年9月18日（金）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。

- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。

- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1) から (8) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となったもの以外のもの

#### 15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

#### 16 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

- (1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

- (2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電

子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

## 18 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

## 19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線75784）

## 令和8年度下半期 用品単価契約【PPC用紙(B4, A3, A4)】仕様書

### 1 契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

### 2 品目・予定数量

| 品 目      | グリーン<br>購入法<br>適合<br>商品<br>＝☆ | 契約<br>単位 | 包装<br>数量 | 例示品 | 発注実績概算(単位:箱) |        |        | R8下半期<br>契約予定数量<br>(単位:箱) |
|----------|-------------------------------|----------|----------|-----|--------------|--------|--------|---------------------------|
|          |                               |          |          |     | R5下半期        | R6下半期  | R7下半期  |                           |
| PPC用紙 B4 | ☆                             | 箱        | 2,500枚   | —   | 7,490        | 7,678  | 7,933  | 7,400                     |
| PPC用紙 A3 | ☆                             | 箱        | 1,500枚   | —   | 4,717        | 4,478  | 4,537  | 4,200                     |
| PPC用紙 A4 | ☆                             | 箱        | 2,500枚   | —   | 33,517       | 31,335 | 31,270 | 29,700                    |

※令和8年度下半期契約予定数量は、あくまでも予定の数量であるため、この数量を上回るあるいは下回る場合があります。

購入を確約した数量ではありませんのでご注意ください。

### 3 仕様

(1)古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を、「兵庫県環境配慮型製品調達方針(グリーン調達方針)(令和8年4月改定)」別記コピー用紙の項目備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。

(2)バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

(3)製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。

★上記(3)の総合評価値等が記載されていない製品での入札を予定されている場合は、仕様確認申込時に当該内容を把握できる品質証明書を提出すること。

### 4 納入場所

兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関（別紙1・2の兵庫県機構図参照）

兵庫県庁各課室には以下の庁舎移転先を含みます。

- ・1～3号館周辺(1～3号館、兵庫県公館、兵庫県職員会館、兵庫県災害対策センター)  
〒650-8567  
神戸市中央区下山手通5丁目10－1
- ・生田庁舎  
〒650-0004  
神戸市中央区中山手通6丁目1－1
- ・中山手庁舎  
〒650-0004  
神戸市中央区中山手通7丁目28－33
- ・東灘庁舎  
〒658-0081  
神戸市東灘区田中町5丁目3－23(旧神戸市水道局東部センター)
- ・神戸ファッションマート  
〒658-0032  
神戸市東灘区向洋町中6丁目9
- ・三宮国際ビル  
〒651-0083  
神戸市中央区浜辺通2丁目1－30

※暫定的な本庁舎再編に伴う移転先民間ビルへの納品があることを踏まえて応じます。

### 5 その他契約の条件

(1)この用品は、「本庁・地方機関共通適用用品」で、県内同一価格で、地方機関等への送料も含みます。

(2)用品発注については、「用品等発注書」を該当契約業者にシステムから送付します。

「用品等発注書」には、品目、数量、単価、金額、消費税相当額、合計金額、納期、納入場所および契約の相手方氏名を明確に記入したうえで、「用品等発注書」及び「請求書」を送付します。

受注品は、直接発注部局(課)に納品の上検収を受け、請求書を発注部局(課)に提出してください。

(3)納入期限は、発注者が特に指示した場合を除き、発注後7日以内とします。

(4)代金の請求は、発注書ごとの合計金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとします。)をもって請求してください。

# 兵庫県環境配慮型製品調達方針 (グリーン調達方針)

令和8年4月改定

## 目 次

|      |               |     |
|------|---------------|-----|
| I    | 意義・目的         | 1   |
| II   | 基本原則          | 1   |
| III  | 特定調達品目        | 1   |
| IV   | 調達の目標         | 1   |
| 別 記  |               | 2   |
|      | 定義            | 2   |
| 1    | 共通の判断の基準      | 3   |
| 2    | 紙類            | 4   |
| 3    | 文具類           | 12  |
| 4    | オフィス家具等       | 25  |
| 5    | 画像機器等         | 29  |
| 5-1  | コピー機等         | 29  |
| 5-2  | プリンタ等         | 37  |
| 5-3  | ファクシミリ        | 44  |
| 5-4  | スキャナ          | 47  |
| 5-5  | プロジェクタ        | 50  |
| 5-6  | カートリッジ等       | 53  |
| 6    | 電子計算機等        | 59  |
| 6-1  | 電子計算機         | 59  |
| 6-2  | 磁気ディスク装置      | 69  |
| 6-3  | ディスプレイ        | 71  |
| 6-4  | 記録用メディア       | 75  |
| 7    | オフィス機器等       | 76  |
| 7-1  | シュレッダー        | 76  |
| 7-2  | デジタル印刷機       | 78  |
| 7-3  | 掛時計           | 80  |
| 7-4  | 電子式卓上計算機      | 81  |
| 7-5  | 電池            | 82  |
| 8    | 移動電話等         | 84  |
| 9    | 家電製品          | 88  |
| 9-1  | 電気冷蔵庫等        | 88  |
| 9-2  | テレビジョン受信機     | 91  |
| 9-3  | 電気便座          | 94  |
| 9-4  | 電子レンジ         | 96  |
| 10   | エアコンディショナー等   | 98  |
| 10-1 | エアコンディショナー    | 98  |
| 10-2 | ガスヒートポンプ式冷暖房機 | 102 |
| 10-3 | ストーブ          | 103 |
| 11   | 温水器等          | 105 |
| 11-1 | 電気給湯器         | 105 |
| 11-2 | ガス温水機器        | 107 |
| 11-3 | 石油温水機器        | 110 |
| 11-4 | ガス調理機器        | 112 |
| 12   | 照明            | 115 |
| 12-1 | 照明器具          | 115 |

|       |                 |     |
|-------|-----------------|-----|
| 12-2  | ランプ             | 119 |
| 13    | 自動車等            | 121 |
| 13-1  | 自動車             | 121 |
| 13-2  | タイヤ             | 122 |
| 13-3  | エンジン油           | 123 |
| 14    | 消火器             | 124 |
| 15    | 制服・作業服等         | 126 |
| 16    | インテリア・寝装寝具      | 130 |
| 16-1  | カーテン等           | 130 |
| 16-2  | カーペット           | 133 |
| 16-3  | 毛布等             | 137 |
| 16-4  | ベッド             | 140 |
| 17    | 作業手袋            | 144 |
| 18    | その他繊維製品         | 146 |
| 18-1  | テント・シート類        | 146 |
| 18-2  | 防球ネット           | 149 |
| 18-3  | 旗・のぼり・幕類        | 151 |
| 18-4  | モップ             | 153 |
| 19    | 設備              | 155 |
| 20    | 災害備蓄用品          | 167 |
| 20-1  | 災害備蓄用品（飲料水）     | 167 |
| 20-2  | 災害備蓄用品（食料）      | 168 |
| 20-3  | 災害備蓄用品（生活用品・資材） | 169 |
| 21    | 公共工事            | 177 |
| 22    | 役務              | 210 |
| 22-1  | 省エネルギー診断        | 210 |
| 22-2  | 印刷              | 211 |
| 22-3  | 食堂              | 219 |
| 22-4  | 自動車専用タイヤ更生      | 222 |
| 22-5  | 自動車整備           | 223 |
| 22-6  | 庁舎管理等           | 225 |
| 22-7  | 輸配送             | 241 |
| 22-8  | 旅客輸送（自動車）       | 245 |
| 22-9  | 小売業務            | 248 |
| 22-10 | クリーニング          | 251 |
| 22-11 | 自動販売機設置         | 253 |
| 22-12 | 引越輸送            | 257 |
| 22-13 | 会議運営            | 261 |
| 22-14 | 印刷器等提供業務        | 262 |
| 23    | ごみ袋等            | 264 |

# 環境配慮型調達方針

## I 意義・目的

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

このため、あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で、我々の生活や経済活動を支える物品及び役務に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講じることが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。

また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

兵庫県では、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」〔通称「グリーン購入法」〕（平成12年法律第100号）第10条第1項の規定に基づき環境物品等の調達の推進を図るための方針としてこの方針を定め、庁内におけるグリーン購入の一層の推進を図るものとする。

## II 基本原則

### 1 資源採取から製造、流通、使用、廃棄までの製品のライフサイクル全体を通して生じる環境負荷が相対的に小さいものを調達する。

また、環境負荷の大小の判断に当たっては以下の事項を考慮する。

- (1) 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が従前より削減されていること。  
すなわち、オゾン層破壊物質、重金属、有機塩素化合物等、環境中に放出されると環境や人の健康への被害を生ずるおそれのある物質を使用していないか、使用量を削減しているかどうかを考慮する。
- (2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。  
すなわち、少ない資源や、エネルギーで製造され、また、流通段階や使用中に資源やエネルギー消費量が少ないかどうかを考慮する。
- (3) 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- (4) 再生された素材や再使用された部位・部品を多く使用していること。
- (5) 長期使用が可能なこと。  
すなわち、耐久消費財などについて、修理や部品交換の容易さ、保守・修理サービス期間の長さ、機能拡張性などを考慮する。
- (6) 再使用が可能なこと。  
すなわち、再使用が可能なように設計され、購入者が容易に利用できる回収・リサイクルシステムが有るかどうかを考慮する。
- (7) リサイクルが可能なこと。  
すなわち、リサイクルしやすい素材を使用しているか、素材ごとに分離・分解・分別が容易な設計がされているか、購入者が容易に利用できる回収・リサイクルシステムがあるかどうかを考慮する。
- (8) 処理や処分が容易なこと。  
すなわち、焼却や埋立処分による環境負荷を相対的に小さいものとなるように配慮して設計されているかどうかを考慮する。

### 2 環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されている製品・サービスを調達する。

すなわち、製品そのものについての環境負荷を考慮することに加えて、その製品を製造、販売している事業者が、環境に関する法令や規制を遵守することはもちろん、環境に関する経営方針や体制を持ち、適切な環境管理・監査を行い、環境に関する情報を公開し環境保全に積極的に取り組んでいるかどうかを考慮する。

### 3 製品や製造・販売・サービス事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して調達する。

## III 特定調達品目

重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類及びその判断基準並びに当該基準を満たす物品等の調達の推進に関する基本的事項を別記のとおりとする。

## IV 調達の目標

紙類及び文具類(特定調達品目に該当するものに限る)を購入するに当たっては、原則として100%環境配慮型製品とする。

## 別 記

### 定 義

この別記において、「判断の基準」、「基準値 1」、「基準値 2」及び、「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

|              |                                                                                                |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「判 断 の 基 準」: | 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等であるための基準                                   |
| 「基 準 値 1」:   | 判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目におけるより高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準として示すもの |
| 「基 準 値 2」:   | 判断の基準において 2 段階の判断の基準を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの                                       |
| 「配 慮 事 項」:   | 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項                                         |

## 1 共通の判断の基準及び配慮事項

下記のとおり共通の判断の基準及び配慮事項を設定し、個別の特定調達品目に係る判断の基準と合わせて適用する。※

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原材料に鉄鋼が使用された物品 | <p><b>【判断の基準】</b></p> <p>○基準値 1 は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。</p> <p>① 削減実績量が付されていること。</p> <p>② 原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>○温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。</p> |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- 備考) 1 「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「GX スチールガイドライン」の手続に従って削減実績量が付されていることをいう。
- 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 3 定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリントガイドライン」又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 4 共通の判断の基準について、製造事業者において当該基準値 1 を満たす製品を製造する時期と同製品が販売される時期に差が生じることにより判断の基準を満たす鉄鋼の使用が困難な場合はこの限りではない。
- 5 配慮事項の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン」に記載の「タイプ 1」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。
- 6 調達を行う各機関は、環境省及び製造事業者等がウェブサイト等に公表する情報提供を踏まえ、調達を行うこと。

※ 2 段階の判断の基準が設定されている品目については、当該品目に係る基準値 1 を満たす場合、又は共通の判断の基準の基準値 1 を満たし当該品目に係る基準値 2 を満たす場合は基準値 1 となる。また、共通の判断の基準の基準値 1、当該品目に係る基準値 1 のいずれも満たさずに当該品目に係る基準値 2 を満たす場合は基準値 2 となる。

2 段階の判断の基準が設定されていない品目については、共通の判断の基準の基準値 1 を満たし当該品目に係る判断の基準を満たす場合は基準値 1 となる。また、共通の判断の基準の基準値 1 を満たさずに当該品目に係る判断の基準を満たす場合は適合となる。

なお、個別の品目において当該品目に係る判断の基準 (2 段階の判断の基準が設定されている場合は基準値 2) を満たさない場合は、共通の判断の基準の適合状況によらず適合しない。

## 2 紙 類

### (1) 品目及び判断基準

#### 【情報用紙】

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コピー用紙 | <p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を備考5の算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③製品に総合評価値及びその内訳（指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値）が記載されていること。ただし、製品にその内訳が記載出来ない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、次のいずれかをいう。

ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ

2 「間伐材等」とは、間伐材又は竹をいう。

3 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量をいう。

また、「その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合」とは、森林認証材パルプ利用割合及び間伐材等パルプ利用割合に数量計上したものを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

4 「総合評価値」とは備考5に示されるYの値をいう。

「指標値」とは、備考5に示される $x_1, x_2, x_3, x_4$ の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考5に示される $x_5, x_6$ の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考5の $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$ について示される式により算出された数値をいう。

5 総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y 及び  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$  は次の数値を表す。

Y (総合評価値) :  $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5$  の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

$y_1$  : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_2$  : 森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_3$  : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_4$  : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$y_5$  : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

$x_1$  : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

$x_2$  : 森林認証材パルプ利用割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_3$  : 間伐材等パルプ利用割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材等パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_4$  : その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$x_5$  : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値 $\pm 3\%$ の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加点対象とならない。

$x_6$  : 坪量 (g/m<sup>2</sup>)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値の $\pm 5\%$ の範囲内については許容する。

6 調達を行う各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合があるため、過度に坪量の小さい製品の調達には留意が必要である。

7 調達を行う各機関は、コピー用紙を複写機、プリンタ等に使用する場合は、原料表示や製品仕様等、紙製造事業者等が製品及びウェブサイトに公表する情報提供を踏まえ、本体機器への適性や印刷品質に留意し、調達を行うこと。

8 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 48 号。以下「クリーンウッド法」という。)に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

9 紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成 21 年 2 月)」に準拠して行うものとする。

10 紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材等の管理方法は環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠し

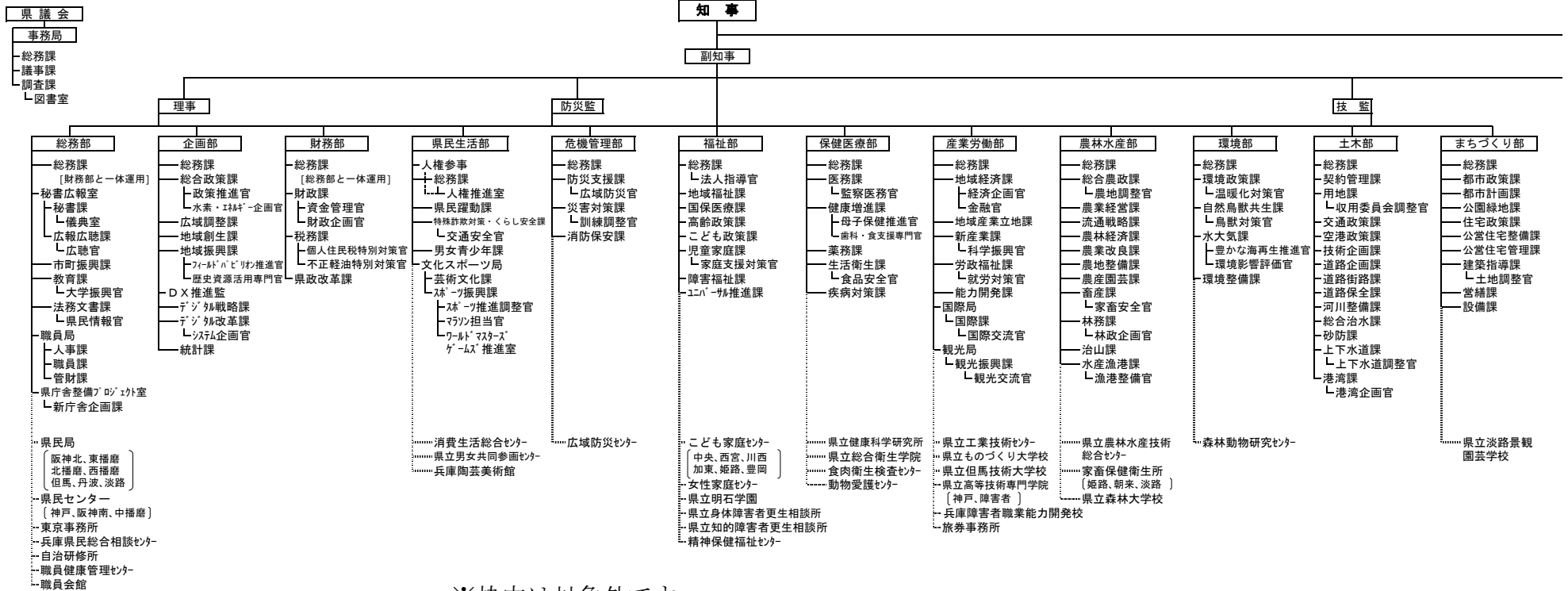
たクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう。

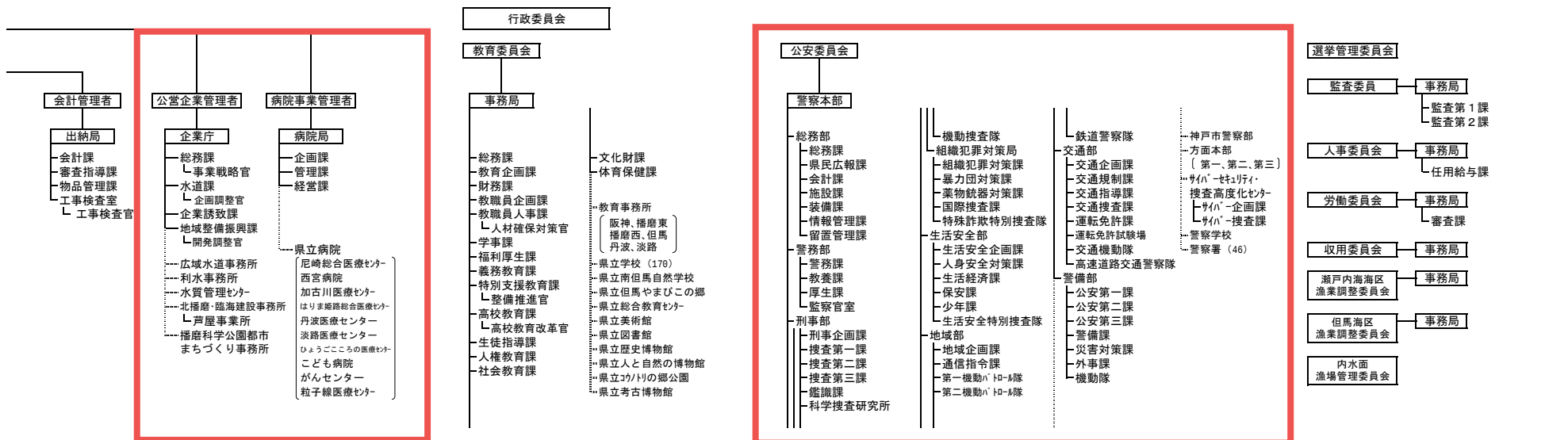
|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>フォーム用紙</p>              | <p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m<sup>2</sup>以下であること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>                                         |
| <p>インクジェットカラープリンター用塗工紙</p> | <p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率70%以上であること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。</p> <p>③塗工量が両面で20g/m<sup>2</sup>以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m<sup>2</sup>とする。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</p> <p>②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。</p> <p>③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> |

備考) 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。

兵庫県機構図 (令和8年4月1日現在)



※枠内は対象外です。



# 県民局・県民センター 機構図 (令和8年4月1日現在)

## 神戸県民センター

- 県民躍動室
- 神戸県税事務所
- 神戸農林振興事務所
  - 神戸農業改良普及センター
  - 神戸土地改良センター
  - 六甲治山事務所
- 神戸土木事務所

## 阪神南県民センター

- 県民躍動室
- 西宮県税事務所
- 芦屋健康福祉事務所(芦屋保健所)
- 西宮土木事務所
  - 尼崎港管理事務所

## 阪神北県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 伊丹県税事務所
- 宝塚健康福祉事務所(宝塚保健所)
  - 伊丹健康福祉事務所(伊丹保健所)
- 阪神農林振興事務所
  - 阪神農業改良普及センター
- 宝塚土木事務所

## 東播磨県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 加古川県税事務所
- 加古川健康福祉事務所(加古川保健所)
- 加古川農林水産振興事務所
  - 加古川農業改良普及センター
- 加古川土木事務所

## 北播磨県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 加東県税事務所
- 加東健康福祉事務所(加東保健所)
- 加東農林振興事務所
  - 加西農業改良普及センター
  - 加古川流域土地改良事務所
- 加東土木事務所

## 中播磨県民センター

- 県民躍動室
- 姫路県税事務所
- 中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)
- 姫路農林水産振興事務所
  - 姫路農業改良普及センター
  - 姫路土地改良センター
- 姫路土木事務所
  - 姫路港管理事務所

## 西播磨県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 龍野県税事務所
- 龍野健康福祉事務所(龍野保健所)
  - 赤穂健康福祉事務所(赤穂保健所)
- 光都農林振興事務所
  - 光都農業改良普及センター
  - 龍野農業改良普及センター
  - 光都土地改良センター
- 光都土木事務所
  - 龍野土木事務所

## 但馬県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
  - 但馬消費生活センター
- 豊岡県税事務所
- 豊岡健康福祉事務所(豊岡保健所)
  - 新温泉健康福祉事務所
  - 朝来健康福祉事務所(朝来保健所)
  - 但馬長寿の郷
- 豊岡農林水産振興事務所
  - 但馬水産事務所
  - 豊岡農業改良普及センター
  - 新温泉農業改良普及センター
  - 豊岡土地改良センター
  - 朝来農林振興事務所
    - 朝来農業改良普及センター
    - 朝来土地改良センター
- 豊岡土木事務所
  - 新温泉土木事務所
  - 養父土木事務所

## 丹波県民局

- 県民躍動室
- 丹波県税事務所
- 丹波健康福祉事務所(丹波保健所)
- 丹波農林振興事務所
  - 丹波農業改良普及センター
  - 篠山土地改良事務所
- 丹波土木事務所

## 淡路県民局

- 総務企画室
- 県民躍動室
- 洲本県税事務所
- 洲本健康福祉事務所(洲本保健所)
- 洲本農林水産振興事務所
  - 南淡路農業改良普及センター
  - 北淡路農業改良普及センター
  - 洲本土地改良事務所
- 洲本土木事務所

※この機構図に記載のない出張所等があります。

# 令和8年度 用品単価契約（PPC 用紙）入札要領

## 1 物品名

令和8年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4，A3，A4）】

## 2 入札参加申込（期限：令和8年8月4日（火）午後4時）

＜書面で入札を行う場合の提出書類＞

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 返信用封筒（110円切手を添付し、宛先も明記のこと。）

※入札参加資格の確認結果は、書面で送付します。

＜兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）で入札を行う場合＞

電子入札システムにより参加申込の申請をしてください。

（参加申込申請時に仕様確認申込書を添付しない場合は、連絡先の担当者氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載したファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付してください。）

※入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知します。

## 3 仕様確認について証明する書類等

（期限：持参の場合、同年8月19日（水）午後4時

電子入札システムによる場合、令和8年8月4日（火）午後4時）

- ① 仕様確認申込書
- ② 仕様に適合していることを確認できる書類（製品カタログ等）
- ③ 質問がある場合は、質問書（様式任意）を提出してください。

【提出方法】

電子入札システム、電子メール、FAX及び持参のいずれかの方法により提出してください。

電子入札システムによる場合は、参加申込申請時に①②③のファイルを1つに圧縮したものを添付してください。ただし、添付できるファイルの合計容量は1MBまでです。

※質問及び仕様確認の結果の回答は、令和8年8月26日（水）午後5時頃を予定しています。

## 4 入札保証金（入札保証保険）（期限：令和8年8月31日（月）正午）

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする入札保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

保険期間は、本件入札の参加申込み後で、令和8年8月31日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和8年9月18日（金）以降を終了日としてください。

## 5 入札日（令和8年9月2日（水）午後2時：兵庫県庁3号館8階入札室）

＜書面で入札の場合（郵送を除く）＞

次の書類を持参してください。

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書・入札内訳書 各2通（1回目入札用、再入札用）

- (3) 委任状（「一般競争入札参加申込書」で、当日権限を行使する者と記入した者以外の代理人が出席する場合のみ。）

#### <郵送の場合>

令和8年9月1日（火）午後5時までに上記の(1)と(2)の1回目入札用を提出して下さい。

#### <電子入札の場合>

電子入札システムで提出期間内に行ってください。

なお、必ず入札内訳書を添付してください。

電子入札書提出期間

令和8年8月26日（水）午後5時から同年9月2日（水）午後2時まで

（電子入札システム利用時間：土曜、日曜日以外の午前9時から午後8時まで）

## 6 入札方法

- (1) 本件は、単価契約です。

入札金額は、①～③の各品目別（B4、A3、A4）予定数量に1箱あたりの単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税を除く）を入力し、その内訳書を添付してください。

- |               |                   |
|---------------|-------------------|
| ①P P C用紙（B 4） | 7,400箱（2,500枚／箱）  |
| ②P P C用紙（A 3） | 4,200箱（1,500枚／箱）  |
| ③P P C用紙（A 4） | 29,700箱（2,500枚／箱） |

- (2) 県内同一価格で、地方機関等への送料を含んだ金額を算出してください。  
(3) 契約業者の決定にあたり、入札は2回まで（入札、再入札）行います。  
(4) (3)により最低価格で入札した者を契約の相手方とします。

## 7 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし、電子入札システムによる入札参加がある場合は、再入札日時は令和8年9月9日（水）午後2時00分を予定しております。

なお、郵送での入札参加がある場合等には、再入札日程については、別途設定し、第1回目の入札終了後連絡します。

## 8 契約時（落札業者のみ）

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

- (1) 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

- (2) 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

落札された場合、本契約と同時に、各品目別予定数量に各契約単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を納付してください。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保証書を契約保証金に代えて提出する場合、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、全品目総価額が200万円以下の場合等は、

契約保証金を免除します。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 入札に関する質問先:【契約事務担当者】 兵庫県出納局物品管理課物品班(担当:中山)                                     |
| TEL:078-341-7711(内線75784)      FAX:078-362-3928                                 |
| メールアドレス: <a href="mailto:kanrika@pref.hyogo.lg.jp">kanrika@pref.hyogo.lg.jp</a> |
| ○ システムに関する質問先:【兵庫県物品調達ヘルプデスク】                                                   |
| TEL:0120-554-538      平日(月曜～金曜日)の9時から17時                                        |

仕様確認申込書

令和8年度(下半期)用品単価契約【PPC用紙(B4、A3、A4)】の件

社名: \_\_\_\_\_  
担当者: \_\_\_\_\_  
TEL: \_\_\_\_\_  
FAX: \_\_\_\_\_  
メール: \_\_\_\_\_

| No. | 品 名 | メーカー | 型 番 | 定 価 | 備 考 |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 1   |     |      |     |     |     |
| 2   |     |      |     |     |     |
| 3   |     |      |     |     |     |
| 4   |     |      |     |     |     |
| 5   |     |      |     |     |     |

- 品名は、仕様書の品名を記載してください。
- 仕様確認申込物品の仕様が分かるカタログ等の写しを添付してください。
- 入札公告及び入札説明書に記載の期日までにご提出ください。
- 総合評価値等が記載されていない製品での入札を予定されている場合は、当該内容を把握できる品質証明書をご提出ください。

# 物 品 入 札 書

件 名 令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4，A 3，A 4）】

入 札 金 額      ¥  
\_\_\_\_\_  
(消費税及び地方消費税別)

内 訳      入札内訳書のとおり

納 入 場 所      兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関

契 約 期 間      令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和      年      月      日

兵庫県契約担当者  
兵 庫 県 知 事 様

住      所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

# 物 品 入 札 書

記入例

件 名 令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4，A 3，A 4）】

入 札 金 額 ¥  
(消費税及び地方消費税別)

内 訳 入札内訳書のとおり

納 入 場 所 兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関

契 約 期 間 令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行います。  
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。  
(再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です)

兵庫県契約担当者  
兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

代理人が入札に参加する場合には、  
代理人の記名が必要です。  
また、参加申込時に届出が必要です。  
電話番号、メールアドレスは代表者が  
所属する部署のものを記載ください。

電 話 番 号

メールアドレス

# 物 品 入 札 書【再入札用】

件 名 令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4，A 3，A 4）】

入 札 金 額      ¥  
\_\_\_\_\_  
(消費税及び地方消費税別)

内 訳      入札内訳書のとおり

納 入 場 所      兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関

契 約 期 間      令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和      年      月      日

兵庫県契約担当者  
兵 庫 県 知 事 様

住      所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

# 物 品 見 積 書

件 名 令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4，A 3，A 4）】

見 積 金 額      ¥  
(消費税及び地方消費税別)

内 訳      入札内訳書のとおり

納 入 場 所      兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関

契 約 期 間      令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和      年      月      日

兵庫県契約担当者  
兵 庫 県 知 事 様

住      所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

# 物 品 見 積 書

記入例

件 名 令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4，A 3，A 4）】

見 積 金 額 ¥  
(消費税及び地方消費税別)

内 訳 入札内訳書のとおり

納 入 場 所 兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関

契 約 期 間 令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者  
兵 庫 県 知 事 様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、  
代理人の記名で見積書を提出してください。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者が  
所属する部署のものを記載ください。

# 入札内訳書

社 名：

**担当者：**

TEL :

**FAX :**

件 名 令和8年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】

入札金額 ￥0 ー (税別)

内 訳（全て、納入場所への配送料等を含む。ただし、消費税および地方消費税は除く）

| 品 目 ( 品 名 )           | 数 量     | 単価 (1箱) | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------------|---------|---------|-----|-----|
| PPC用紙 B4<br>(メーカー・品番) | 7,400箱  |         | 0   |     |
| PPC用紙 A3<br>(メーカー・品番) | 4,200箱  |         | 0   |     |
| PPC用紙 A4<br>(メーカー・品番) | 29,700箱 |         | 0   |     |
| 合 計                   | —       | —       | 0   |     |

※ 1箱あたりの単価を入力してください。

※ 納品に要する経費も含めて入札してください。

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

※ 数量は、あくまで契約予定数量であり、実際の発注数量ではありません。

# 委任状

|       |       |
|-------|-------|
| 執 行 者 | 立 会 人 |
| 確 認 書 | 類     |

※上記太枠内は記入しないでください。

入札公告されている 令和8年度（下半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4，A 3，A 4）】 案件について、

私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

| 部署名・職名 | ふり がな<br>氏 名 |
|--------|--------------|
|        |              |

令和 年 月 日

兵 庫 県  
契約担当者 兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は氏名

代 表 者 氏 名

印

《連絡先》

部 署 名：\_\_\_\_\_

職・氏名：\_\_\_\_\_

電 話：\_\_\_\_\_

# 入札の注意事項（紙による入札の場合のみ）

## 1 入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか1つを持参してください。）

- ①運転免許証
- ②運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- ③旅券（パスポート）
- ④個人番号カード（マイナンバーカード）
- ⑤在留カード・特別永住証明書
- ⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等） 等

### (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。

なお、参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

### (2) 参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。

なお、委任状の提出は不要です。

### (3) 参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

## 2 入札書について

### (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

### (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

## 3 入札内訳書について

入札書に添付して提出してください。

なお、入札書【再入札用】にも添付が必要ですので、用意をしておいてください。

## 4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。

※ 見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

## 5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

# 単 価 契 約 書

- |   |        |                                   |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 品 名    | 令和8年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4，A3，A4）】 |
| 2 | 規格（形式） | 別紙内訳書のとおり                         |
| 3 | 単 価    | 同 上                               |
| 4 | 購入予定数量 | 同 上                               |
- （購入予定数量は、過去の購入実績を参考に令和8年度下半期の発注数量を算定したものであって、当該発注数量を保証するものではない。）
- |   |           |                              |
|---|-----------|------------------------------|
| 5 | 納 入 期 限   | 甲の指示による                      |
| 6 | 納 入 場 所   | 兵庫県庁各課室及び兵庫県の地方機関            |
| 7 | 納 入 の 方 法 | 甲の指示による                      |
| 8 | 契 約 期 間   | 令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで |
| 9 | 契 約 保 証 金 |                              |

兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、上記物品の売買について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、互いに信義を守り、誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示を受けていないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検 査）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取替え）

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

（危険負担）

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（契約不適合責任）

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に当該支払請求書の金額を支払うものとする。ただし、第10条の3第6項に該当するとき等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 乙の支払請求書の金額は、消費税法に定める課税事業者か免税事業者であるかにかかわらず、甲の発注数量に当該契約単価を乗じて得た額に、乙が納品した日に適用される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えた金額（1円未満の端数切捨て）とする。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第9条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により期限の延長を求めるものとする。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1） 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2） 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

（3） 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第10条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

（1） 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

（2） 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

（3） 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第10条の3 甲は、第10条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、内訳書に定めるそれぞれの単価に購入予定数量を乗じて得た額の総和に10パーセントを加算した額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の違約金を乙が支払わないときは、甲は、当該違約金と乙に対する支払金とを相殺し、なお、不足するときは追徴する。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第11条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

第12条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第13条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第14条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行遅滞となった物品の契約単価に遅滞数量を乗じて得た額の総和に乙が納品した日に適用される消費税等相当額を加算した額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第16条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第18条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不

当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第 19 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要なこの契約に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度は同様とする。

(協 議)

第 20 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

【本庁・地方機関共通適用用品】

(2) 用紙類

| No. | R8年度<br>(下半期)<br>用品番号 | 新規＝◎<br>継続＝○<br>変更＝△<br>廃止＝× | 品 目      | 環境配慮型<br>製 品＝☆ | 契約<br>単位 | 包 装<br>数 量 | 購入予定<br>数量 | 契約単価<br>(円:税別) | 仕 様 ・ 銘 柄 ・ 規 格 等 |
|-----|-----------------------|------------------------------|----------|----------------|----------|------------|------------|----------------|-------------------|
| 1   | 14                    | ○                            | PPC用紙 B4 | ☆              | 箱        | 2,500枚     | 7,400箱     |                |                   |
| 2   | 15                    | ○                            | PPC用紙 A3 | ☆              | 箱        | 1,500枚     | 4,200箱     |                |                   |
| 3   | 16                    | ○                            | PPC用紙 A4 | ☆              | 箱        | 2,500枚     | 29,700箱    |                |                   |

## 「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

### (基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

### (受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者に関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

### (特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第 1 関係）

労働関係法令

- （１） 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- （２） 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- （３） 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- （４） 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- （５） 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- （６） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- （７） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- （８） 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- （９） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- （10） 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- （11） 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- （12） 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

## 誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

### 記

#### 1 契約名

令和8年度下半期用品単価契約【PCC用紙B4、A3、A4】

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 (      )      ー      番

電 子 メール

別表(誓約事項(1)関係)

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

## 誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和    年    月    日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話 (            )            ー            番

電子メール

様式 8（第 5 の 16 関係）  
（誓約書）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

令和 8 年度（下半期）用品単価契約【P P C 用紙（B 4、A 3、A 4）】

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

| 契約履行年月日 | 契 約 名 | 契約金額 | 契約の相手方 |
|---------|-------|------|--------|
|         |       |      |        |

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地  
名 称  
代表者職氏名  
電 話  
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）  
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体  
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）  
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの  
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含  
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込  
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵  
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの  
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

| 区 分             | 種 類                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------|
| 物品関係役務の調<br>達契約 | ・ 製造の請負<br>・ 物件の買入れ、借入れ<br>・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達 |

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額  
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、  
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。